

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 法務大臣が平成27年1月13日付けで控訴人に対してした難民の認定をしない旨の処分を取り消す。
- 5 3 法務大臣は、控訴人に対し、出入国管理及び難民認定法61条の2第1項の規定による難民の認定をせよ。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

10 主文同旨

第2 事案の概要（以下、略称は原判決の例による。）

1 本件は、ウガンダ国籍を有する外国人男性である控訴人が、平成25年9月11日に本邦に上陸した後、同月20日に難民認定申請をしたが、法務大臣から平成27年1月13日付けで難民の認定をしない旨の処分を受けたことから、
15 難民不認定処分の取消し及び難民認定処分の義務付けを求める事案であり、控訴人が「政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」といえるか否かが争われている。

原審は、控訴人の難民不認定処分取消請求を棄却し、難民認定処分の義務付けに係る訴えを却下したところ、控訴人が控訴した。

20 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」の第2の2及び第3（原判決2頁8行目から14頁12行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁26行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(1) ウガンダの情勢

25 複数のNGOの報告書等によれば、2013年（平成25年）ないし2015年（平成27年）のウガンダでは、政府が、警察や治安部隊を用い

て、野党党员・活動家や、野党を支持する市民、マスメディア及びNGO
に対する苛烈な弾圧を継続的に行ってきたことが明らかである。2013
年（平成25年）に成立した公共秩序管理法により、公の集会の許可につ
き警察に広い裁量権が与えられて以降、野党政治家たちは市民集会を開催
5 したことを理由とする逮捕、拘留、刑事告発に直面し、野党の指導者と共
に多数の活動家が不法集会の組織容疑で起訴されたり、野党が主導したデ
モが警察により妨害され、抗議活動やデモに参加した市民が逮捕されたり
している。野党の抗議活動や集会において警察が催涙弾を発砲して負傷者
が出た事案や、警察又は治安部隊によって抗議活動参加者及び市民が銃撃
10 を受けて死傷した事案が複数発生しているが、こういった事案についての
加害者の捜査や訴追は進まない状況にある。

控訴人の難民該当性を判断するに当たっては、このようなウガンダの一
般的情勢を前提とした上で、控訴人に関する具体的な事情を踏まえて、「迫
害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」が存在するかを判
断すべきである。」
15

- (2) 原判決4頁1行目を「(2) 控訴人のウガンダでの活動状況等」に改め、5
頁13行目の「浴びせた。」の次に改行の上、次のとおり加える。

「インターネット上で公開されているNTVウガンダの2013年（平成2
5年）7月11日付け動画記事（以下「本件動画記事」という。）では、控
20 訴人が主催したデモと同時期に、同じ地域で、甲が自宅に軟禁され、重配備
された武装警察隊が甲の支持者らに対し催涙弾発射や銃撃を行ったことが明
らかにされているが、甲は、控訴人と同じくDPの主要メンバーで、同日、
同じ目的の集会を開いてから、参加者を引き連れてデモに合流し、a湿地帯
の現地で集会を行う予定であったところ、警察に暴力的に阻止されて自宅に
25 軟禁され、控訴人らのデモも銃撃や催涙ガスの攻撃を受けて解散を余儀なく
されたものである。」

(3) 原判決５頁２２行目を「(3) 控訴人の本邦での活動状況等」に、６頁１８行目を「(4) 小括」にそれぞれ改める。

(4) 原判決９頁１１行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(1) ウガンダの情勢

５ ２０１５年（平成２７年）に米国国務省が発表したウガンダに関する人権報告書には、ウガンダにおける人権に関する深刻な問題として、人の品位に対する尊重の欠如（容疑者や被拘留者に対する法に基づかない殺害、拷問及び他の虐待）、市民の自由（集会、表現、報道及び結社の自由）に対する制限などが挙げられており、治安部隊等がしばしば、反対派指導者、
10 政治家、活動家、抗議活動家、ジャーナリスト等を恣意的に逮捕・拘留したこと、憲法では集会及び結社の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を尊重せず、２０１３年（平成２５年）公共秩序管理法では集会の企画又は主催を希望する人々に多大な官僚主義的負担を課し、ウガンダ警察部隊に集会を阻止する権限を与えていることなどが記載されている。

15 このように、２０１３年（平成２５年）頃のウガンダにおいては、警察等によるデモ等に対する一部過剰な対応や抑圧などがあり、デモ参加者等の生命又は身体の自由の侵害又は抑圧が発生するおそれがあったことは
20 うかがわれるものの、ウガンダ政府当局等が同国内の国民や住民一般に対して無差別に攻撃や迫害を加えている状況が認められるとはいえず、ウガンダの当時の情勢を踏まえても、控訴人の難民該当性の有無は、その個別的事情を踏まえて、迫害の恐怖を抱くような客観的事情が認められるかどうかを具体的に検討する必要がある。」

(5) 原判決９頁１２行目の「(1)」を「(2)」に、１０頁１９行目の「(2)」を「(3)」にそれぞれ改め、１１頁２１行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

25 「 本件動画記事は、b地区LC5の議長である甲の自宅周辺に警察官が配備され、甲の自宅において複数の人物による衝突が発生して催涙弾が発射され

たことや、甲が自宅で逮捕されたことなどを映したもので、動画の下に掲載された記事には、この地域で花卉会社が a 湿地帯を埋め立てようとしていると伝えられているため緊張が高まっている旨記載されているが、控訴人が参加したというデモは、花の加工工場の建設予定地において行われたもので、
5 控訴人がリーダーの一人として先頭付近に立ってデモ行進をしたというのであるから、本件動画記事に映写された状況は控訴人が行ったというデモの際の状況であるとみるのは困難である。また、本件動画記事には、警察官による銃撃の存在に関する記載や画像は見当たらない。」

(6) 原判決 1 2 頁 2 2 行目の「(3)」を「(4)」に、1 3 頁 1 5 行目の「(4)」を「(5)」
10 に、1 4 頁 1 1 行目の「(5)」を「(6)」にそれぞれ改める。

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人は、政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の保護を受けることができないものとして、難民に該当すると認められるから、本件不認定処分は違法であつて
15 取り消されるべきであり、本件義務付けの訴えは適法であつて認容されるべきであると判断する。その理由は、次のとおりである。

2 難民の意義等

原判決「事実及び理由」の「第 4 当裁判所の判断」の 1（原判決 1 4 頁 1 4 行目から 1 6 頁 2 0 行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 ウガンダの一般的情勢

20 後掲証拠（枝番のあるものは各枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる。

(1) 政治情勢等（甲 1 7、乙 1 3～2 2）

ア ウガンダは、1 9 6 2 年（昭和 3 7 年）、旧宗主国である英国から独立
25 した国家であり、1 9 6 3 年（昭和 3 8 年）以降、共和制を採用し、大統領を国家元首としている。

イ ウガンダでは、独立以来、クーデター等が繰り返されたが、１９８６年（昭和６１年）１月、ムセベニが率いるＮＲＭ（国民抵抗運動）が首都カンパラを制圧し、ムセベニが大統領に就任した。２００５年（平成１７年）の憲法改正により大統領の任期制限が撤廃されて、ムセベニが２００６年（平成１８年）２月の大統領選挙で三選を果たし、その後も、ムセベニが２０１１年（平成２３年）２月、２０１６年（平成２８年）２月及び２０２１年（令和３年）１月の各大統領選挙において再選され、長期政権を築いている。

ウ ウガンダの議会（国民議会）は一院制で、国民の直接選挙で選出される選挙区議員、県の代表として選出される女性議員のほか、国軍、障害者、青年及び労働者といった特定利益団体の代表等で構成されている。

２００５年（平成１７年）の国民投票により複数政党制が合法化されたが、２００６年（平成１８年）２月、２０１１年（平成２３年）２月、２０１６年（平成２８年）２月及び２０２１年（令和３年）１月の国会議員選挙では、与党であるＮＲＭの圧勝が続いている。

国民議会を構成する主要参加政党として、与党であるＮＲＭのほかに、野党であるＦＤＣ（民主改革フォーラム）、ＤＰ（民主党）、ＵＰＣ（ウガンダ人民会議）等がある。

エ ＤＰは、１９５４年（昭和２９年）に設立され、人権、自由、社会的正義に重点を置き、自由で人道的な社会を提唱してきた。

２００６年（平成１８年）２月の国会議員選挙における獲得議席数は、ＮＲＭが２０５議席、ＦＤＣが３７議席、ＤＰが８議席であった。

２０１４年（平成２３年）１２月時点の国会における政党別議席数は、ＮＲＭが２５２議席、ＦＤＣが３５議席、ＤＰが１４議席であった。

２０１６年（平成２８年）２月の国会議員選挙における獲得議席数は、ＮＲＭが２９３議席、ＦＤＣが３６議席、ＤＰが１５議席であった。

2020年（令和2年）10月時点の国会における政党別議席数は、NRMが308議席、FDCが37議席、DPが15議席であった。

(2) 人権状況等に関する報告

5 ア 米国国務省作成の2010年（平成22年）版人権状況国別報告書（甲12）には、ウガンダにおける深刻な人権問題として、専断的な殺害、容
疑者や抑留者への拷問や虐待、専断的及び政治的理由による逮捕や監禁、
公正な裁判を受ける権利や言論、出版、集会、団結の自由に対する制限、
野党への制限、選挙に関する不正等があることなどの報告があり、具体的
には、以下のような記載がある。

10 (ア) 専断的あるいは不法な人命の剥奪

治安部隊は、デモ参加者、容疑者、抑留者その他市民を殺害した。殺
害の何件かは拷問によるものだった。

治安部隊が、警察活動の遂行やデモ隊の解散を目的として、実弾の使
用を含む過剰な実力行使を行い、死者が出る結果となった。例えば、9
15 月7日、警察はブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ウガンダのスト
ライキを解散させるため、実弾を使用し、2人が死亡したほか、数人の
負傷者が出た。

(イ) 拷問及び他の残虐で非人間的、屈辱的な処遇又は刑罰

20 上記のような行為は憲法及び法律で禁じられているが、治安部隊が容
疑者を拷問し、暴力を加え、時に死亡させたという信ぴょう性のある報
告が存在する。

治安部隊の過剰な実力行使により、逮捕及び警察活動中に負傷者が出
た。例えば、3月19日、警察は、警察署でFDC及びIPC（政党間
共同体）の女性指導者を激しく殴打し、その他のFDCメンバーに暴行
25 を加えた。6月14日、警察がIPCを支持する33人の女性を殴打し、
唐辛子スプレーや催涙ガスを使用し、これらの女性のうち4人が鈍器に

よる負傷や化学物質吸引のため入院した。同年7月、警察は、選挙委員会に反対する国家規模のデモを行ったとして、NAFFE（自由で公正な選挙を求める国民同盟）及びIPCのメンバー61人以上を逮捕し、警官が抗議者を殴打した。

5 (ウ) 専断的な逮捕及び拘置

上記のような行いは憲法及び法律で禁じられているが、この1年間に治安部隊の隊員が専断的に市民を逮捕し、拘置する事例があった。

年間を通して政治犯に関する報告はなかったが、100人を超える野党議員やその支持者、政府を批判したジャーナリストが、政治的理由を根拠として短期間拘禁された。

10 (エ) 言論及び出版の自由

憲法及び法律により、言論及び出版の自由が保証されているが、政府は時折これらの権利を制限した。警察のメディア犯罪部隊と政府職員は、ラジオ、テレビ及び活字メディアのすべてを厳しく監視し、政府は時折ジャーナリストに嫌がらせや脅迫を行って自主検閲を続行させた。

政府職員は、政府に対する批判的な言明を発表した政治的指導者を拘禁し、尋問を行い、言論の自由を制限する根拠として名誉棄損法と国家の治安を持ち出した。例えば、3月29日、警察は同月16日のブガンダ歴代国王の墓における発砲事件の責任がムセベニ大統領にあると訴えたとされるDP支持者を逮捕した。地裁は、同人を扇動の罪に問い、同月31日に保釈した。

20 (オ) 平和的な集会及び結社の自由

法律は集会の自由を制限しており、治安部隊は年間を通じて、デモ隊を解散させるために実弾の使用を含む過剰な実力行使を行った。公的な場で行われる会合やデモ、行進は、すべて警察の許可が必要である。

デモ隊を解散させる目的で過剰な実力行使が行われ、負傷者が出た。

例えば、警察は、４月９日、公園となっている土地の売却に反対する不法なデモを計画したとして、UPC支持者４人を逮捕し、４月１２日、地裁は容疑者を不法な集会を開いた罪に問い、保釈した。また、警察は、
５ ７月１０日、DP党首が開催した集会を解散させるため、空に向かって威嚇射撃を行い、催涙ガスを使用した。警察が１人の民間人に暴行を加え、警察署に拘禁した。

イ 英国内務省作成の２０１１年（平成２３年）４月２０日付け出身国情報報告書（甲１７）には、BBC（英国放送協会）等の外部情報源により確認できた情報として、以下のような記載がある。

１０ (ア) ２月２１日、大統領選挙結果が発表され、ムセベニ大統領が再選された。野党が有効性を否定した投票結果では、ムセベニ大統領が６８％の票を確保し、第一対立候補であるFDC党首の得票率は２６％だった。野党の抗議を予測し、首都では警備体制が強化された。

１５ (イ) ４月１２日、FDC党首ほか２人の野党指導者は、石油価格の高騰に対する抗議デモへの参加を人々に呼びかけ、逮捕された。同月１８日、警察は、FDC党首の逮捕に憤慨したデモ参加者に対し、催涙ガスやゴム弾を用いて解散させた。ほかにも少なくとも１２人の野党主導者らが逮捕された。

ウ 米国国務省作成の２０１５年（平成２７年）版人権状況国別報告書（甲
２０ １３、乙２７）には、２０１５年当時のウガンダにおける最も深刻な人権問題として、人の品位に対する尊重の欠如（容疑者や被拘留者に対する法に基づかない殺害、拷問及び他の虐待）、市民の自由（集会、表現、報道及び結社の自由）に対する制限等があり、他の人権問題として、恣意的及び政治的動機による逮捕及び拘留、長期間に及ぶ裁判前拘留、公正な裁判
２５ を受ける権利の制限等があることなどの報告があり、具体的には、以下のような記載がある。

(ア) 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

治安部隊が容疑者に拷問や殴打を加えたという信ぴょう性のある報告が複数あった。

逮捕及び他の法執行業務の際の治安部隊による過剰な武力行使や拷問は、死傷者を出す結果となった。

(イ) 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び法律ではそうした習慣を禁じているが、治安部隊はしばしば、反対派指導者、政治家、活動家、抗議活動者及びジャーナリストを含め、人々を恣意的に逮捕及び拘留した。

警察による搜索過程での恣意的な逮捕が依然として問題で、また予防的措置、反逆容疑、合法的命令への不服従及び暴力犯罪の扇動を理由とする恣意的な逮捕も同様であった。例えば、10月15日、警察はFDC元党首とFDC広報官を逮捕及び拘留したが、これは彼らが地区集会及び首都郊外の党事務所開設に出席することの阻止を目的とした予防的逮捕であった。

(ウ) 公正な公判の否定

当局は、複数の反対派の政治家及び活動家を、短期間、政治的動機による理由で拘留した。うち多数を当局は不起訴釈放したが、他についてはテロ行為、反逆、暴力扇動、違法会合開催及び職権乱用などの罪状で告訴した。例えば、7月9日、警察は大統領の座を狙っていたFDC元党首と元首相をそれぞれ別の事件で逮捕し、拘留した。彼らが計画していた政治的協議や一般集会に出席できる前に、警察は両者を予防的に逮捕した。DP活動家等10人に対する2011年（平成23年）のテロ行為訴訟は係争中で、容疑者はまだ保釈中であり、次回聴聞は2016年3月14日（平成28年）に予定されていた。

(エ) 平和的集会及び結社の自由

憲法では集会及び結社の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を尊重しなかった。2013年（平成25年）公共秩序管理法では集会の企画又は主催を希望する人々に多大な官僚主義的負担を課し、またUPF（ウガンダ警察部隊）に集会を阻止する権限を与えている。反対派や市民団体の活動家の報告によると、UPFは日常的に、専門的事項に関する許可を否認した。多数の事例において、UPFは一般集会開催許可請求に対して公式回答を出さず、申請者に集会を行わないように指示したり、あるいは許可を受けて開かれた会合を解散させたりした。

警察は、合法的に有する「予防的逮捕」の権限を反対派指導者への嫌がらせに利用し、この権限により警察は人々を排除及び拘留することができ、犯罪の実行防止につながる。警察は複数の反対派指導者を集会や行進の開催準備段階で予防的に逮捕し、後で釈放した。

警察はしばしば、抗議集会や一般集会の解散、あるいは反対派活動家の逮捕を目的に、過剰な武力を行使した。

警察は日常的に人々を、大抵は反対派の若者を、不法集会を理由に逮捕した。例えば、7月10日、警察は、同月9日に大統領の座を狙う2人が逮捕された件を記者会見の場で非難した18人の若手活動家を逮捕した。

(オ) 選挙及び政治的な参加

与党NRMは制限を受けずに活動し、日常的に集会を開き、政治活動を実施した。当局はしばしば、主な野党の活動を、公共デモ開催許可の拒否や、野党指導者が地元ラジオ局で取材を受けることの阻止により、制限した。警察は、反対派指導者の集会を催涙ガスを使って解散させ、また反対派グループに属する若手活動家を逮捕した。

4 控訴人の個別的事情

前提事実に加えて、証拠（甲47、乙2～4、9、控訴人本人のほか、後掲のもの）及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる。

(1) 経歴等（甲 55～59、乙 23）

5 控訴人は、1974年（昭和49年）▲月にウガンダ国内で出生し、2004年（平成16年）12月頃にウガンダ人女性と結婚して3子をもうけ、カンパラ地区のc区域において妻子と共に生活していた。控訴人の父、弟妹及び妻子は、現在もウガンダ国内に居住している。

控訴人は、2002年（平成14年）に乙農業大学を卒業し、同年7月頃から2004年（平成16年）1月頃まで丙で、同年2月頃から2007年（平成19年）1月頃まで丁で勤務した後、同年2月頃から2013年（平成25年）7月頃まで、戊において、エグゼクティブ・ディレクターとして
10 勤務し、月額約▲ウガンダシリングの収入を得ていた。戊は、農業、環境、ソーシャルワーカー等の様々な職業的背景を有するウガンダ人らによって、2007年（平成19年）に設立されたNGO（非政府組織）であり、飢餓と貧困のない社会を作り、効率的かつ効果的に、地域に根差した市民社会組織の発展に寄与することを目指して活動している団体である。戊は、農学者
15 が代表理事を務め、ウガンダに事務局を置くほか、ケニア共和国その他の東アフリカ各地に地域事務所を置いている。控訴人が就いていたエグゼクティブ・ディレクターという地位は事務局スタッフのトップであり、控訴人は、理事会の構成員であるとともに、戊の事務局を統括する立場にあった。

(2) ウガンダにおける政治活動等

20 ア 控訴人は、2002年（平成14年）、DPに入党し、約2000人の構成員を擁するc支部に所属した。（甲 21）

イ 控訴人は、2007年（平成19年）4月頃、ウガンダ最大の森であるマビラの森林を伐採してその土地を投資家に売却するウガンダ政府の計画に反対するデモに2回参加した。その際、戊のエグゼクティブ・ディレクターであった控訴人は、環境保護を目的とするNGOの構成員や地域住民を動員したり、2回目のデモで複数のデモ隊のうちの一隊を率いたりし
25

たところ、警察官によって他の多数のデモ参加者と共に逮捕され、警察署に3日間拘留された後、釈放された。

ウ 控訴人は、2010年（平成22年）頃、D P c支部の執行委員11人のうちの一人となり、集会やデモへの動員等を担当した。

5 エ 控訴人は、2011年（平成23年）、c区域の地方議会議員選挙にD P所属の候補者として立候補したが、落選した。控訴人は、同年1月頃から同年3月頃までの間、c区域内で戸別訪問や集会でのスピーチなどの選挙活動を行い、政府職員の腐敗を批判するなど反政府的な発言をしたが、選挙期間中には政府職員から直接の危害を加えられたことはなかった。

10 （甲22）

オ 控訴人は、2012年（平成24年）頃、カンパラの憲法広場においてD Pの集会に参加していた際に、集会を解散させようとする警察官から数時間にわたり留め置かれ、写真を撮られたり、氏名等の個人情報記録されたりしたことがあった。

15 カ 控訴人は、上記地方議会議員選挙の選挙期間終了後も、仕事で農場を訪れた機会などに政府職員の腐敗を批判するスピーチを繰り返していたところ、2013年（平成25年）2月ないし3月頃、警察官が「控訴人を探している」と言って戊の事務所を2回訪れた。いずれの際も、控訴人は事務所を不在にしており、戊の職員が不在を告げると警察官はそのまま帰
20 ったが、対応した職員からその旨を聞いた控訴人は、以後、警察官に出くわすことをおそれて、日中に出勤する日を減らしたり、就業時間外に出勤したりしていた。

25 キ 2013年（平成25年）7月当時、b地区のd村では、ビクトリア湖付近のa湿地帯を埋め立てて花の加工工場を建設するという政府の計画に対し、環境汚染を招くとして地域住民が反対し、緊張が高まっている状況にあった。控訴人は、戊のエグゼクティブ・ディレクターとして、d村

の農家に対し農業に関する助言等を行う活動をしていたことから、この問題に関わり、上記計画に反対するデモを行うことを企画し、他の環境NGOや地域住民と共に、同月10日に工場建設予定地でデモを実施することとなった。控訴人は、域内の家々を回って投資家に土地を渡さないよう呼びかけるとともに、デモへの動員活動を行った。

2013年（平成25年）7月10日、b地区LC5議長である甲は、自宅付近に集まった支援者を前に、工場拡張計画に係る承認証が偽物であることの証拠を入手したなどと演説した上、市場で工場建設反対の集会を開催するために車で自宅を出ようとしたが、自宅周辺を取り囲み道路を封鎖した警察官らに阻止され、自宅に軟禁された。その際、甲の自宅付近に集まっていた支援者らが騒然となり、警察官らに抗戦したところ、警察官が群衆を追い散らすために催涙弾を発射し、銃声がd村を揺るがした。同日は、a周辺に警察官が重配備されており、控訴人も、デモの一隊を率いて工場建設予定地付近を行進していたところ、警察官に発砲され、デモ隊は散り散りとなり、控訴人は一人でカンパラに逃げ帰った。

控訴人は、翌日、デモに参加していたd村の住民に現地の様子を確認してもらったところ、控訴人らのデモ隊には死傷者が出なかったことを確認できたが、警察官の事情聴取を受けた住民がデモのリーダーとして控訴人の名前を挙げたために、警察が控訴人を探していることがd村で話題になっていることを知った。控訴人は、いよいよ身の危険が高まったと感じ、その後は戊の事務所には出勤しなかった。

（甲23、64、67、69、乙26、28）

(3) 出入国に係る経緯等（甲24、乙1）

ア 控訴人は、戊に勤務中、その業務として国際会議に出席することがあり、2007年（平成19年）7月に有効期間を10年とする旅券を取得し、2009年（平成21年）2月に南アフリカ共和国に、2010年（平成

２２年）４月ないし５月にスウェーデン王国に、同年１１月にブルキナファソに、同年１２月にルワンダ共和国に滞在した。

イ 控訴人は、２０１３（平成２５年）７月下旬頃に戊から解雇を告知されたが、それ以前に、同年９月１２日から同月１４日まで福井県において開催される環境問題に関する国際会議に戊のエグゼクティブ・ディレクターとして招待されていたところ、同年８月３日付けの招待文書（乙９末尾添付資料）を、戊から解雇を告げられた後に主催者側からの電子メールで直接受領して、同会議に参加するための短期滞在につき、査証を取得した。

ウ 控訴人は、２０１３年（平成２５年）９月１０日、エンテベ国際空港からウガンダを出国し、ケニア共和国ナイロビ及び大韓民国仁川を経由して、同月１１日、小松空港に到着し、名古屋入国管理局金沢出張所入国審査官から、在留資格を「短期滞在」、在留期間を「１５日」とする上陸許可を受けて本邦に上陸した。

エ 控訴人は、平成２５年９月１２日から同月１４日まで福井県に滞在して、上記国際会議に出席した後、電話で話した妻から、ウガンダの国内状況が改善するまでは帰国しないほうがよいと言われて、単身日本に残ることを最終的に決意し、同月２０日、本件難民認定申請をした。

(4) 本邦における在留状況等（甲２５～３６）

控訴人は、本邦に入国後、同胞である己が代表を務める庚の活動に加わり、平成２９年１月に特定非営利活動法人庚が設立された際には、その主たる事務所を控訴人の住所地に置き、自らも理事に就いた。控訴人は、平成２７年９月にムセベニが来日した際には、抗議デモに参加し、平成２８年３月には、他の在日ウガンダ人と共に「在日ウガンダ人亡命者」を名乗り、氏名を明らかにして、駐日ウガンダ大使館に対してムセベニを非難する内容の請願書を提出するなど、ムセベニ政権を批判する活動をしている。

(5) 事実認定の補足説明

控訴人の個別的事情に関する認定事実中、控訴人がD Pの黨員として活動してきたこと（甲 2 1）、地方議会議員選挙にD P所属候補として立候補したが落選したこと（甲 2 2）、戊のエグゼクティブ・ディレクターとして働いていたこと（甲 5 5、5 6、乙 2 3）、2 0 1 1年（平成 2 3年）7月10日に a 周辺で警察官が地方議会議長の集会開催を阻止して同人を自宅軟禁し、市民に催涙弾を発射するなどの緊迫した事態があったこと（甲 2 3、6 4、6 7、6 9、乙 2 6、2 8）、控訴人が同年9月10日に出国して同月11日に本邦に上陸し、同月12日から同月14日まで開催された国際会議に参加した後、同月20日に本件難民認定申請をしたこと（甲 2 4、乙 1、2）、控訴人の特定非営利活動法人庚の活動への関与（甲 2 5～3 0）等については、客観的証拠により裏付けられている。その他の控訴人自身の供述のほかには的確な証拠がない事実についても、客観的証拠により裏付けられた事実や前記認定のとおりウガンダの一般的情勢に整合しており、その供述内容に明らかな誇張や虚構が含まれるようにはうかがわれず、供述の細部においては食違いや変遷も一部にみられるものの、その内容は長期間にわたる事実経緯を振り返り英語通訳を介して口頭で説明する中でのことであることも考慮すれば特に不自然ないし不合理というほどのものではなく、前記認定のとおりの大筋の事実関係においては、控訴人の供述に信用性を認めることができる。

5 控訴人の難民該当性

- (1) 前記認定事実によれば、本件不認定処分がされた当時、ウガンダでは、野党活動家やデモ参加者に対する警察官等による過剰な実力行使や恣意的な逮捕・拘留が深刻な人権問題となっており、集会やデモを解散させる目的で過剰な武力行使が行われて負傷者が出たり、政権に批判的な集会やデモに参加した者が多数逮捕されたりすることが繰り返され、身柄拘束中の暴行による死傷者も出ている状況であったことが認められる。

5 控訴人は、同様の状況が続いていた中で、主要な野党勢力の一つであるD
Pの構成員として、地方議会議員選挙への立候補や集会・デモへの動員担当
をするなど、長年にわたり政治活動を行い、その間、短期間の身柄拘束を経
験したり、警察官による探索を受けたりすることがありながらも、活動を止
めることなく継続する一方、NGOにおいて責任ある立場の職に就き、安定
10 した収入を得て、妻子と共にウガンダで生活していたところ、2013年（平
成25年）7月10日に、警察官が重配備された緊迫した状況の中でデモ隊
を率いていたところを警察官の発砲により解散させられ、当日はその場を無
事逃れたものの、翌日にデモのリーダーとして警察官から探索されているこ
15 ことを知り、いよいよ身の危険が高まったと感じて、以後、戊の事務所に出勤
することを断念して身を隠し、偶々その時期に招待を受けていた日本での国
際会議に参加する機会を利用して出国し、妻子をウガンダに残したまま単身
日本に留まり、本件難民認定申請をするに至り、その後は日本において庚の
活動に関わるなどして政権批判の政治活動を続けているものである。このよ
20 うな事実経緯に鑑みると、控訴人がウガンダにおける安定した職場への勤務
継続を断念し、家族とも離れて、日本において難民認定申請をするに至った
理由としては、2013年（平成25年）7月の出来事を契機として、ウガ
ンダに留まっていたのでは身の安全を確保することができないという強い恐
怖を抱いたことのほかには考え難い。

20 そして、前記認定のとおり控訴人のこれまでの活動歴や、控訴人に対し
警察官による逮捕、事情聴取、探索等が度々行われてきた経緯からすれば、
控訴人は政権批判の活動を率いる野党活動家としてウガンダの治安当局に認
知されていると認められ、前記のとおりウガンダの一般的情勢も併せ考慮
すると、本件不認定処分当時において、控訴人がウガンダに帰国したならば、
25 これまでの活動歴やその政治的意見を理由に、警察官等により不当に身柄を
拘束されたり、いわれのない武力行使をされたりする危険は十分にあったと

いうべきであり、通常人が控訴人の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的事実が存在したといえることができる。

したがって、本件不認定処分当時において、控訴人は「政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、
5 国籍国の保護を受けることができないもの」に当たり、入管法に規定する難民に該当すると認められる。

(2) 控訴人は、2007年（平成19年）7月の旅券取得後、2010年（平成22年）までの間に南アフリカ共和国、スウェーデン王国、ブルキナファソ、ルワンダ王国に出国した際には、これらの国において庇護を求めている。
10 しかし、前記認定のとおり、控訴人は2013年（平成25年）7月の出来事により迫害の恐怖が強まったことから、本件難民認定申請をするに至ったのであるから、控訴人が上記の各国に滞在した際に庇護を求めなかったからといって、控訴人の行動が切迫性を欠いた不自然なものであるとはいえない。

また、控訴人は、2013年（平成25年）9月10日にエンテベ国際空港からウガンダを出国するに当たり、正規の旅券を用いて出国手続を行っている。しかし、その事実、同日の時点で控訴人が指名手配を受けるまでには至っていなかったことをうかがわせる事情ではあるものの、控訴人は偶々
15 その時期に戊のエグゼクティブ・ディレクターとして招待を受けて日本で開催される国際会議に参加するという出国目的を有していたことが幸いして、円滑に正規の手続で出国することができたものとも考えられ、本件不認定処分を受けた当時において、控訴人が問題なく正規の出入国手続をすることができたとは限らないから、上記の事実は控訴人の難民該当性に関する判断を左右するに足る事情であるとはいえない。

そのほかにも、控訴人が難民に該当するとの上記判断を覆すに足る事情があるとは認められない。

(3) 以上によれば、本件不認定処分は違法であって取り消されるべきものであり、本件不認定処分の取消しを求める控訴人の請求は理由がある。

6 義務付けの当否

上記のとおり、本件不認定処分は違法であって取り消されるべきものであるから、本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法 37 条の 3 第 1 項 2 号の要件を満たし、適法である。

そして、前記認定事実に照らし、控訴人が本件不認定処分後に難民条約 1 条 C(5)にいう「難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、国籍国の保護を受けることを拒むことができなくなった場合」に該当することとなったとは認められないから、控訴人はなお難民に該当するといえる。そうすると、法務大臣は控訴人を難民と認定する処分をするべきであることは、入管法の規定から明らかである。

したがって、行政事件訴訟法 37 条の 3 第 5 項の規定により、法務大臣に対し、その旨を命ずるべきであり、本件義務付けの訴えに係る控訴人の請求は理由がある。

7 結論

以上のとおり、控訴人の各請求は理由があるから、原判決を取り消し、控訴人の各請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 2 民事部

裁判長裁判官

谷 口 園 恵

裁判官

鈴 木 尚 久

裁判官

齋

藤

大